

手話でつながる心と心

くく存じですか？川越市手話言語条例

障害者福祉課 ☎224・5785
FAX 225・3033

TOPIC

＊ろう者とは…

一般的には…重度の聴覚障害により、音声言語の自然な習得が困難であったため、日常生活で手話を使用する方

同条例では…聴力を失った時期、残存聴力、習得した言語に関わらず、聴覚に障害のある方のうち、手話を使用して日常生活を営む方

手話は「言語」です

手話は、手や指、体の動き、顔（眉・頬・視線等）を使って表現する視覚言語です。

日本語を使用する人が、日本語で物事を認識するのと同様に、手話を習得し使用する人は、手話で物事を認識し、理解し、考え、話しています。手話を使用する人にとって手話は、家庭や学校、職場、地域社会などでコミュニケーションを取るために欠かせない「言語」なのです。

川越市手話言語条例

同条例は、6月29日に施行されました。

手話は言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進、普及、手話を使用しやすい環境の整備を進め、ろう者（＊）とろう者以外の方が共生することのできる社

会の実現を目指します。同条例では、次のような基本理念を定め、

市の責務、市民と事業者それぞれの役割を明らかにしています。

基本理念

①手話が、ろう者が生活を営むために使用している言語で、豊かな人間性を育み、知的で心豊かな生活を送るための言語であることを理解します

②ろう者とうる者以外の方が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生します

③ろう者が手話により意思疎通を行う権利を尊重します

市の責務

手話に対する理解の促進と手話の普及を進め、手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を実施します。

市民の役割

基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めます。

事業者の役割

基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供と、ろう者が働きやすい環境の整備に努めます。

手話について 考えてみませんか？

明治13年（1880）の国際会議で、聴覚に障害のある方の教育に、口話法（口の動きを読み取り、発声練習により声を習得する方法）での教育推進が決議されると、日本でも口話法が普及しました。この流れは、平成5年に、ろう学校での手話の使用を促す報告が国にされるまで続きます。その間、手話は差別的な取り扱いを受けることもあり、ろう者は人目を気にして手話で話すなど、長い間、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

その後、国連で採択された「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された「障害者基本法」の中で、手話は「言語」として位置付けられました。こうした流れの中、手話の普及や理解の促進などを目的に各自治体で制定されているのが「手話言語条例」です。

今回、手話に関わる3人の方に話を伺いました。手話への認識が広く共有されるためには、一人ひとりが手話やろう者について知ることが大切です。同条例の施行をきっかけに、手話について考えてみませんか？

手話言語条例への期待

ろう者と聴者が 協力し合える共生社会に



川越市聴覚障害者協会会長
川村 千裕 さん

ろう者にとって手話とは

私は2歳ごろ失聴したのですが、当時は手話が認められていなかったため、口話中心に育ちました。成人してから習った手話は、日本語対応手話(*)で、ろう者には通じないということがありました。その後、ろう者から日本語手話(*)を学び直しましたが、成長過程で手話に触れる機会がなかったため、今も母語として習得することはできていません。振り返れば、成長過程で手話があった方がよかったと思います。

手話とは何か。大げさに言つと「命」でしょうか。手話がない世界では、コミュニケーションも取れないでしょうし、気持ちも伝えられずに、満足できないまま暮らしていることになってしまうと思います。

口話と手話

口話だと、口の動きを読み、ろう者の側も声で話すことになるので、聞こえていると勘違いされてしまい、筆談をしてもえなくなってしまうことがあります。また、口話は、その人の口の開け方や話すスピードによって分かりやすさが大きく変わってしまいます。

口話は、聴者のふりをする、聴者に合わせるという感覚です。それに対して手話は、ありのまま、ろう者のままでいることができます。口話では、聴者も気を使って話してくれるので疲れるでしょうし、ろう者も神経を張りつめて話します。その点、手話は間違いがないので気が楽になります。

手話言語条例に期待すること

ろう者のことを知ってもらえる良い機会になればと思います。聴覚に障害のある方でも、手話を使う方・使わない方、子どものころから使っている方・大人になってから使い始めた方など、いろいろな方がいます。手話は何のためにあるのかを考えるきっかけになると思います。

言葉は音声を伴うのが当然というのが一般的な考えだと思いますが、音がない言葉という新しい言語に出会った感じがすると思います。

また、ろう児への支援がより良くなることも期待しています。ろう児の保護者の皆さんも、自信を持って手話を使って子育てができると思います。

今後どのように変わっていったほしいですか？

手話を覚えることは難しくても、ろう者を理解してほしいと思います。文章が苦手で筆談が難しい方もいれば、補聴器や筆談を利用することが多い方もいます。大変だとは思いますが、それぞれのケースに合わせて対応していただければと思います。

ろう者も聴者も関係なく、できる範囲で協力し合える共生社会が目指せるといいですね。

TOPIC

*日本語対応手話と日本語手話

日本語対応手話は、日本語の文法に沿って単語を手話に置き換えたものです。主に、日本語習得後に失聴した方や日本語が習得可能な難聴の方が使用します。

日本語手話は、日本語とは文法などが異なる独自の言語です。主に、重度の聴覚障害により、日本語の自然な習得が困難であった方が使用します。

また、手話には、日本語対応手話か日本語手話か、明確に区別できないものもあります。同条例では、手話を使用する人の障害の程度等にかかわらず、日本で使用される全ての手話を対象としています。

みませんか？

始めた2人に、話を伺いました！

ろう者と手話で話せると
心の距離が縮まります



手話講習会初心者コース受講中
いちげ まさお
市毛 正男 さん

手話を始めたきっかけ

自治会役員をしていたときに、同じ集合住宅に住んでいるろう者が亡くなる事故がありました。私が救急車を呼びましたが、通院状況や服薬状況等をほとんど把握していなかった上、一緒に立ち会っていたろう者との会話も成り立ちませんでした。

この事故は、悔恨の極みで、私を手話の学習に向かわせました。

賃貸の集合住宅という特性上、人の出入りが頻繁で、近隣との結び付きも弱くなってきている時代ではありますが、地域に単語だけでも手話がかかる人がいると違うのではないかと思っています。

～こんなところで手話が学べます～

手話講習会

市では、手話を学ぶ講習会を開催しています。手話通訳者を目指す方



通訳準備コースの様子

はもちろん、ろう者と手話で話したい方や、手話に興味がある方も気軽に参加できます。詳しくは今後、広報川越や市ホームページでお知らせします。

●手話通訳者を目指してみませんか？

現在、市内の手話通訳者数は十分とは言えず、通訳の派遣申請に応じられないこともあります。手話講習会から手話通訳者を目指してみませんか？

手話関係団体

詳しくは各団体のホームページをご確認ください。

●川越手話サークル

手話の学習や交流だけでなく、聴覚障害について理解し、ろう者と共に差別や偏見のない社会をつくるために活動しています。

日時…①毎週火曜日、午後7時～9時▶②毎週水曜日、午後1時30分～5時 会場…南公民館 問い合わせ…同サークル Tel/Fax 226-2180

●川越市手話通訳問題研究会・手話「ふたば」

初心者から手話通訳者まで幅広く集い、ろう者から手話を学び交流を深めながら、ろう者の社会参加や福祉の向上のために活動しています。

日時…①毎週木曜日、午後1時30分～4時、②毎週金曜日、午後7時～9時30分 会場…①＝高階市民センター・南公民館、②＝南公民館 問い合わせ…同研究会 Tel/Fax 235-8529

*両団体とも、①②どちらかの参加も可能です。

手話は難しい？

会社員のころ、仕事の関係で外国語を勉強していました。それと似ていて、新しい言葉を学ぶような感覚です。分からなくて当たり前、年も年なので、開き直って学んでいます。肩に力を入れず、少しずつ覚えられればいいなと思っています。

手話を学んでみて感じる楽しさ

同じ集合住宅の別のろう者と会ったときに、覚えた簡単な手話であいさつすると、うれしそうにしてくれたように感じました。最近ではあいさつを交わす関係になり、手話で言葉を交わすようにもなっています。学んだことが少し通

手話言語条例に期待すること

行政や手話学習団体だけでなく、身近な地域で少しでも手話ができる人が集まるネットワークができると思います。

また、民生委員・地域包括支援センター・自治会などが連携して、地域で支援を必要としている方の情報が共有されるといいのではないのでしょうか。

じているかもしれないと実感できて、モチベーションの向上につながりました。

また、手話で話し掛けることにより、ろう者との心の距離が縮まるだけでなく、多少なりとも孤立化を防げているのではないかと思っています。

手話を学んで

市が開催する手話講習会で手話を

社会とろう者をつなぐ パイプ役



あおい 葵会(登録手話通訳者の会)会長
かつた はるみ 勝田 晴美 さん

手話講習会から手話通訳者へ

趣味の卓球の試合会場で手話を目にして憧れたことがきっかけで、手話講習会を受講しました。始めから手話通訳者を目指していたわけではなく、手話歴が長くなり、ろう者や先輩通訳者に背中を押され目指しました。登録手話通訳者の試験を数回受け、やっと合格したときには、安堵の気持ちと、これから本番だという気持ちとが相まっています。

ろう者にとって手話通訳者とは？

理解者であり、社会とろう者をつなぐパイプ役として見識を広められる存在だと思っています。聴者からすると、ろう者の本来の姿は見えていないのではないのでしょうか。言語だけではなく文化なども違っているということを理解してい

るのが手話通訳者だと思います。例えば、病院で医師が「お大事に」と最後に言いますよね。聴者は、これで診察が終わったと察することができですが、ろう者は次の言葉を待っている人もいます。そのときに、通訳者がこれで終わりだと言い換えて通訳するんです。

手話通訳者のやりがい

「ありがとう」「通訳者がいて助かった」という言葉を掛けられたときの役に立ったという実感が、やりがいにつながっています。私の場合、下積みが長い分喜びもひとしおで、この喜びが忘れられません。

手話言語条例に期待すること

川越市だけでなく、社会に手話が広く浸透してほしいですね。私たちに日本語が必要なのと同じく、ろう者に手話が必要であることを、市民の皆さんに理解してほしいです。

また、若い世代の人に手話通訳者を目指してもらえたらいいと思います。小中学校へ手話の出張講座に出向き、子どもたちに生の手話を見てもらい、体感してもらいたいです。手話通訳者という仕事があるんだと、少しでも興味を持ってもらえたらいいですね。

若い世代の手話学習者へメッセージ

勉強熱心にならず、力み過ぎないことですね。手話を学んでいると、大きな壁にぶつかり苦し

むこともあるのではないのでしょうか。他人と自分を比べず、マイペースでやっていってほしいです。手話通訳者はやりがいのある仕事で、得るものもたくさんあって、人としてもっとも成長できますよ。ぜひ、手話通訳者を目指してください。

手話通訳をご利用ください

市では、ろう者が社会生活を営む上で手話が必要とする際に、登録手話通訳者を派遣しています。派遣を必要とする3日前までに、障害者福祉課に申請してください。ろう者と意思疎通する上で必要と認められる場合は、ろう者以外の方も申請できる場合があります。



講演会などでも活躍しています

明日から実践！ ミニ手話講座

ありがとう 開いた右手を左手中に 直角に寄せ、上に上げる	②お辞儀しながら手を開く よろしくお願いします
分かります 右手のひらで右肩の あたりを上に2度払う	分かりました 右手のひらを胸に 当ててからなでおろす

税金の期限内納付に

ご協力を！

収税課 Tel 224-5686
Fax 226-2538

税金は、行政を円滑に運営し、行政サービスを提供するための大切な財源です。税金の期限内納付にご協力をお願いします。

市税は生活を支える 貴重な財源です

納付された市税は、子育てや福祉・健康づくり・教育・環境・防災・防犯などの事業に使われ、皆さんの毎日を支えています。



もし、市税の納付がないと、市の財源が不足し、行政サービスの低下につながります。

また、納税者の公平性を損なうほか、滞納に伴う処分等で経費と時間を要し、さらに税金が費やされることになります。

納付は期限内に！

納税は国民の義務であり、税金

の納付は期限内の自主納付が原則です。

期限内に納付がないときは、延滞金が掛かり、差し押さえなどの滞納処分の対象になります。納期限をしっかりと守りましょう。

口座振替を お勧めします

口座振替なら、窓口に行く手間や税金の納め忘れがなく、便利で確実です。

ご希望の方は、納税通知書にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、銀行届け出印を押印の上、収税課（本庁舎2階）・市民センター・取引先金融機関のいずれかの窓口提出してください。



10～12月は滞納整理強化月間

税負担の公平性と税収入を確保するため、県と県内市町村では、10月から12月を滞納整理強化期間と位置付け、「ストップ！滞納」を合言葉に収納対策を進めます。



コンビニ納付をご利用 ください

バーコードが印字された納付書は、期限内であれば全国の主要なコンビニエンスストアを利用し、24時間いつでも市税などを納めることができます。手数料は掛かりません。



困ったら早めに
相談を！

相 談 窓 口

収税課

Tel 224-5691 Fax 226-2538

災害や盗難、本人や家族の病気・事故、事業の休廃止など、やむを得ない事情で納税が困難な場合は、市税等の納税の猶予、分割納付、減免が認められる場合があります。1人で悩んだり放置したりせず、まずはご相談ください。



時間…午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く）

*毎月第2・第4土曜日は、午前8時30分から正午まで（納税相談の受け付けは午前11時30分まで）受け付けています。

期限内納付に向けて

●特別徴収の推進

市税の納め忘れを防ぐため、事業主が毎月の給料を従業員に支払う際に、住民税を給与から差し引き、まとめて納付する「特別徴収」を推進しています。

●租税教室

税について知ってもらうために、市内小中学校・高校で租税教室を実施しています。

滞納のまま放置すると

納期限の翌日から完納の日までの日数に応じた延滞金を加算し納付することになります。

期限内に納付がない場合、法律に基づいて督促状などを発送します。

それでも納付や納税相談がない場合は、市の徴税吏員が財産の調査を行い、差し押さえた後、財産を換価し、その金額を滞納市税に充てます。

*徴税吏員には、法律により、滞納者の財産の調査や差し押さえを行う権限が与えられています。

平成29年度決算状況

- 市税の収入率 98.95%
- 国民健康保険税の収入率 90.79%
- 差し押さえの件数等 815件
(うち預貯金・給与等の債権は748件)
- 不動産の公売 4件
捜索 3回

よくある質問に
お答えします

納税 Q & A

Q 1. 承諾なしに財産を差し押さえてもいいのですか？

税金等を滞納すると、法律で与えられている調査権限に基づきすべての財産を調査します。調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は、これに協力しなければなりません。

また、法律では、納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納しない場合は、差し押さえをしなければならんと定められています。財産調査および差し押さえには、本人の承諾は必要ありません。税の公平性を保つために、やむを得ず財産の差し押さえを行います。

Q 2. 少額の滞納でも差し押さえることはありますか？

滞納額の大小にかかわらず差し押さえを行います。少額であっても滞納に変わりはありません。財産調査の上、差し押さえを行います。

Q 3. 借金があるから税金を払えません。

法律では、税金はすべての債務(借金を含む)に優先すると定められています。個人の借金よりも税金の支払いが優先されます。

滞納整理の流れ

① 督促・催告

納期限から20日以内に督促状を送付し、それでも納付がない場合には電話や文書で催告します

② 財産調査・捜索

勤務先、金融機関等の調査を実施します

③ 財産差し押さえ

動産・不動産・給与・年金・預貯金等の差し押さえを行います

④ 換価

差し押さえた財産の売却や、給与・年金・預貯金等の取り立てを行い、滞納市税等に充てます

督促状・催告書等が届いたら

督促状・催告書等には、未納となっている税

目・期別・納期限・税額等が記載されています。

督促状・催告書等が届いた場合は必ず内容をご確認ください。

*金融機関等で納付してから入金確認までに、日数を要するため、行き違いとなる場合がありますので、ご了承ください。



市税などの納期のお知らせ

納期限は、10月31日(水)

市・県民税(第3期)
国民健康保険税(第4期)

収税課 Tel 224-5686
Fax 226-2538

後期高齢者医療保険料(第4期)
高齢・障害医療課 Tel 224-5842
Fax 224-7318

介護保険料(第4期)

介護保険課 Tel 224-5817
Fax 224-5384

農地利用最適化推進委員候補者の募集

農業委員会事務局 ☎224・6134

Fax 224・3930

農業委員会の農地利用最適化推進委員(市の非常勤の特別職)の候補者を募集します。

職務内容は、担当する区域における、農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進)に関することについて、意見を述べたり、現場活動等を行ったりします。

募集の詳細について詳しくは、10月10日(水)以降に同事務局(東庁舎3階)で配布する募集要項をご確認ください(市ホームページからもダウンロード可)。

任期：委嘱の日から平成33年2月7日(日)まで

応募資格：農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方

担当区域：南古谷区域

募集人数：1人

選考方法：書類審査

報酬：月額4万2800円

募集期間：10月10日(水)～11月9日(金)

(消印有効)

応募方法：募集要項にある届出書に

必要事項を記入し、郵送または直接同事務局(郵送の場合は〒350-8601川越市役所農業委員会事務局)

*応募の際、農業者等の個人が推薦する場合、法人または団体が推薦する場合、自ら応募する場合、それぞれで届出書が異なります。

特別障害給付金制度

市民課 ☎224・5764

Fax 226・5091

国民年金の任意加入期間に加入していなかったために障害基礎年金等を受給していない、障害のある方を対象とした制度です。対象は、次の①または②の期間中に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級の障害の状態にある方です(ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります)。

①平成3年3月31日以前に学生で、国民年金に任意加入していない期間

②昭和61年3月31日以前に被用者(厚生年金・共済年金などの加入者)の配偶者で、国民年金に任意加入していない期間

*給付金を受給するためには、65歳に達する日の前日までに請求を行う必要があります。

障害の原因となった傷病の初診年月日を確認し、年金手帳を持参して同課(本庁舎1階)にお尋ねください。

給付金(平成30年度)

1級：月額5万1650円

2級：月額4万1320円

布類拠点回収(後期)を実施

資源循環推進課 ☎239・6267

Fax 239・5054

回収した布類は、海外へ輸出するなどし、有効に活用しています。回収場所など詳しくは、「平成30年度家庭ごみの分け方・出し方」をご確認ください。

日程：11月11日～12月16日、日曜日

(11月25日を除く)

時間：午前9時～正午

葬儀・料理取扱店募集

斎場 ☎226・0090

Fax 226・7088

平成31年度からの市民聖苑葬儀の葬儀取扱店および料理取扱店を募集します。詳しくは、市ホームページ、または斎場で配布する募集案内をご確認ください。

登録期間：平成31年4月1日(月)～同

33年3月31日(水)

申し込み：募集案内にある申込書に

必要書類を添えて11月1日(木)から30日(金)までに直接斎場

川越市公共施設予約システムを利用している方へ

情報統計課 ☎224・5561

Fax 224・2449

同システムのセキュリティ強化のため、12月5日(水)をもって携帯電話(フィーチャーフォン)用サイトを閉鎖します。今後は、スマートフォン・パソコンまたは施設に設置されている専用端末をご利用ください。詳しくは、市ホームページまたは各施設に掲示されているポスターをご確認ください。

定期的に自転車の点検・整備をしましょう

防犯・交通安全課 ☎224・5721

Fax 224・6705

自転車は命を預ける乗り物です。安心して乗り続けるためには、日々の点検・整備が欠かせません。点検の際は、ブレーキ・タイヤ・ベル・サドル・ハンドル・ライト・反射材のチェックを忘れずにしましょう。

- 自転車に乗る前に自己点検を行う
- 自転車店で定期的に点検・整備を受ける
- 整備不良の自転車の使用をやめる

市職員を募集します

職員課 Tel 224-5553
Fax 225-2895

平成31年4月1日採用予定の任期付職員(弁護士)を募集します。給与・勤務時間・休暇など詳しくは、募集案内をご確認ください。募集案内は、同課(本庁舎4階)・市民センター・南連絡所・証明センターで配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。書類選考後、11月下旬から12月上旬に面接試験を行います。

職種…弁護士

募集人数…1人

受験資格…次の要件をすべて満たす方

①日本国籍を有する

②弁護士資格を有し(司法試験に合格し、司法修習を修了した人に限る)、弁護士名簿に3年以上登録されている

任期…平成31年4月1日～同34年3月31日(3年間)

申し込み…申込書に必要事項を記入し、10月31日(水)(消印有効)までに郵送または直接同課(郵送の場合は、〒350-8601川越市役所職員課。持参の場合は、祝日を除く月～金曜日、午前9時～午後5時)

行政委員の選任(敬称略)

職員課 ☎224-5553
☎225-2895

■農業委員会委員

9月1日付けで、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など農地に関する事務を行う農業委員会の委員を任命しました。

渋谷武(64歳・久下戸)

新井喜一(68歳・藤間)

■公平委員会委員

10月2日付けで、職員の勤務条件や処分等の審査などに関する事務を行う公平委員会の委員を選任しました。

清水昇(69歳・並木)

ごみ処理とびっくす

不要となったテレビ等の処分方法

資源循環推進課 ☎239-6267
☎239-5054

「家電リサイクル法」により、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、市で収集・処理を行っていません。不要となった際には、次のいずれかの方法で処分してください。

- 購入した店、買い換える店に依頼する
- 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ自分で持ち込む
- 郵便局で家電リサイクル券を購入し、収集運

搬許可業者へ依頼する

*テレビ等の処分には、リサイクル料金・運搬料金が掛かります。

*許可を持たない不用品回収業者にテレビ等の処分を依頼すると、トラブルの原因となる場合があります。

*パソコンも市で収集・処理を行っていません。パソコンの処分方法については、製造メーカーにお尋ねください。

10月28日(日)は

ごみゼロ運動の日

資源循環推進課 ☎239-6267
☎239-5054

ごみゼロ運動は、道路や公園などの公共の場に落ちているごみや空き缶などを拾い、清潔な環境を保ち、美しいまちづくりをするための運動です。当日は、家庭ごみや粗大ごみを回収する日ではありません。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

環境美化活動への支援

市では、ごみゼロ運動の日以外に地域の清掃活動を行う団体に、ごみ袋の支給やごみ挟み・啓発用ベスト・リヤカーの貸し出しを行っています。

また、川越県土整備事務所では、道路の清掃活動を支援する「彩の国ロードサポート」、河川の清掃活動を支援する「川の国応援団美化活動団体支援制度」があり、ごみ袋の支給やボランティア保険加入などの支援を行っています。詳しくは、同事務所 ☎243-2020にお尋ねください。

大気中放射線量と土壌中放射性物質検査の定点モニタリング結果

環境対策課 ☎224-5894 ☎225-9800

大気中放射線量の測定結果

(単位 = $\mu\text{Sv/h}$)

測定時期	地上5cm		地上50cm	
	平均値	範囲	平均値	範囲
平成29年8月	0.05	0.03~0.07	0.05	0.03~0.06
平成30年 1月・2月	0.05	0.04~0.07	0.05	0.04~0.07
平成30年8月	0.05	0.03~0.08	0.05	0.03~0.06

土壌中放射性物質の測定結果

(単位 = Bq/kg)

測定時期	ヨウ素131	セシウム合計	
	平均値	平均値	範囲
平成29年8月	不検出	33.4	不検出~105.9
平成30年8月	不検出	38.0	不検出~134.9

* 詳細な測定結果等は、同課(本庁舎5階)または市ホームページで確認できます。

* 今回の定点モニタリングとは別に、過去に除染を実施した公共施設などでも継続的に測定を実施しています。

市では放射線量の変化を定期的に把握するため、市内全域を5km四方に区切った7つの区域から2地点ずつ、合計14地点の公共施設等で放射線量を測定しています。今回は、8月に実施した結果をお知らせします。

■測定・採取日…8月2日・3日

■測定機器・方法

大気中放射線量…NaI シンチレーションサーベイメータ TCS-172B(エネルギー補償付き)により市職員が測定

土壌中放射性物質…ゲルマニウム半導体検出器による委託測定

■結果

大気中放射線量…平成30年1月・2月の測定結果とほぼ同じで、地上50cm~1mの国の基準(市の対応の目安と同じ $0.23 \mu\text{Sv/h}$)および地上5cmの市の対応の目安($0.30 \mu\text{Sv/h}$)よりも低い値でした

土壌中放射性物質…これまでの結果と比較して大きな変動はありませんでした。なお、土壌には放射性物質の基準はありません

一人暮らしの高齢の方などへ 救急情報キットを配布

高齢者いきがい課 ☎224-5809

Fax 229-4382

民生委員が、日常的な見守り活動の一環として、65歳以上で一人暮らしの高齢の方などを訪問し、救急情報キット(右写真)を配布しています。ご希望の方は、担当民生委員に申請してください。



救急情報キットは、かかりつけの医療機関、持病、使用している薬、緊急時の連絡先などの情報を記入して、冷蔵庫に保管しておくことで、「もしも」の時に救急隊や病院が迅速に救急活動を行うために役立てるものです。

自動交付機休止のお知らせ

市民課 ☎224-5744

Fax 225-5371

機器のシステムメンテナンスの実施に伴い、次の場所に設置してある印鑑登録証明書・住民票の写しの自動交付機を、11月3日(祝)と12月15日(土)に休止します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

休止する自動交付機の設置場所…本庁舎1階ロビー・南連絡所

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●埼玉県民手帳を販売 情報統計課 ☎224-6185 ☎224-2449

10月12日(金)~12月14日(金)、同課(庁舎分室2階)で販売。県や各市町村の主な統計資料、官公庁の一覧などが掲載された便利な手帳です。縦14cm×横9cm。500円。色は黒とグレイッシュブルーで、色により内容が異なります。

●小江戸川越マップに新たに洪水ハザードマップを追加 河川課 ☎224-6041 ☎224-8804

10月15日(月)から、市ホームページの小江戸川越マップに、「新河岸川洪水ハザードマップ」と、国土交通省の洪水浸水想定区域の見直しに伴い更新した「荒川・入間川流域洪水ハザードマップ」を追加します。

●南古谷保育園の一時移転 保育課 ☎224-5827 ☎223-8786

南古谷保育園は、新園舎の建て替え工事に伴い、仮園舎に一時的に移転します。期間は、10月9日(火)から平成32年3月下旬まで。移転場所は、並木西町1-9。なお、電話番号は変更ありません。